

## 三重県防災対策推進条例改正案

### 主な改正条文の新旧対照表

## ○三重県防災対策推進条例改正案（主な改正条文の新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>三重県では、これまで伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。</p>	<p>三重県では、これまで伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。さらに近年にあっては、東海地震、東南海地震、南海地震等の大規模地震の発生の可能性が高まるとともに、全国的に台風、異常気象による集中豪雨等に伴う風水害が多く発生し、県内においても被害が発生している。</p>
<p>また、全国的にも、阪神・淡路大震災及び東日本大震災をはじめ、近年の豪雨、地震等想定を超える大規模自然災害が頻発している。</p>	<p>また、全国的にも、阪神・淡路大震災及び東日本大震災をはじめ、近年の豪雨、地震等想定を超える大規模自然災害が頻発している。</p>
<p>あわせて、三重県において、その発生が危惧されている南海トラフを震源とする巨大地震をはじめ、県内の活断層を震源とする大規模地震による被害が懸念されている。</p>	<p>あわせて、三重県において、その発生が危惧されている南海トラフを震源とする巨大地震をはじめ、県内の活断層を震源とする大規模地震による被害が懸念されている。</p>
<p>さらに、気候変動等の影響による伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来する危険性も高まっている等災害の態様及び規模に変化が見られる。</p>	<p>さらに、気候変動等の影響による伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来する危険性も高まっている等災害の態様及び規模に変化が見られる。</p>
<p>これまで、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、地震・津波災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害にも対応できる地域社会の実現を図るため、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、様々な防災対策を実施してきた。</p>	<p>もとより、地震対策を始めとする防災対策は、着実に進められてきたところである。しかし、人々の防災意識は風化しがちであることに加え、高齢者等の災害時要援護者の増加、家族形態の変化及び地域の結び付きの希薄化等による地域防災力の低下、孤立地区に関する問題等解決すべき課題は多く、災害に対する備えはいまだ万全とは言えない。</p>
<p>今後、こうした災害から命を守るためには、県民一人ひとりが災害を自身に関係あることとして捉え、災害と災害の間を生きているという覚悟を持ち、防災・減災意識を高め、災害への備えをはじめとした行動を起こすことが重要である。</p>	<p>このような状況にかんがみて、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、県民、自主防災組織、事業者及び県がそれぞれの責務を、市町がその役割を積極的に果たしていくことが必要であり、災害時に地域がどのような被害を受けるのか、また災害を乗り越え、どのような地域づくりを行っていくのかを、それぞれが事前に考え、防災対策を進めていくことが重要である。</p>
<p>また、発災時には地域で助け合う等、「自助」及び「共助」の取組を深化させ、防災対策を特別な活動と考えるのではなく、日々の生活と一体のものである「防災の日常化」という概念の定着を図り、地域の防災力の向上を図ることが不可欠である。</p>	<p>また、発災時には地域で助け合う等、「自助」及び「共助」の取組を深化させ、防災対策を特別な活動と考えるのではなく、日々の生活と一体のものである「防災の日常化」という概念の定着を図り、地域の防災力の向上を図ることが不可欠である。</p>
<p>ここに、私たちは、災害のリスクを正しく理</p>	<p>ここに、三重県はこれまで地震対策ではぐく</p>

解し、来るべき災害に事前に備え、「防災の日常化」により県の防災力の向上を図りながら、これまでも育んできた「自助」、「共助」及び「公助」の力を結集させて、災害に強い三重をつくるため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

(略)

(基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身の安全は自ら守る自助を実践した上で、自らの地域は皆で守る共助に努めるとともに、県、市町及び防災関係機関が担う公助を基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者及び県がそれぞれの責務を、市町がその役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

3 防災対策は、災害が必ず起こることを前提として、被害を最小限にするため、日々の生活と一体であると考え実施されなければならない。

4 防災対策は、地震、台風等の自然災害の経験で培われた知識及び技術を活用し、早期の復旧復興に備えた事前の対策を含めて実施されなければならない。

5 防災対策は、地域特性、高齢者、障がい者、乳幼児その他被災者等の事情を踏まえて実施されなければならない。

(略)

(県の責務)

第七条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、組織及び機能の全てをあげて、防災対策に関し、万全の措置を講ずる責務を有する。

んだ「自助」、「共助」及び「公助」の理念の下、地震災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害にも対応できる地域社会の実現を図るため、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、防災対策を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

## 第一章 総則

(略)

(基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身の安全は自ら守る自助を実践した上で、自らの地域は皆で守る共助に努めるとともに、県、市町及び防災関係機関が担う公助を基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者及び県がそれぞれの責務を、市町がその役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

(略)

(県の責務)

第七条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、組織及び機能のすべてをあげて、防災対策に関し、万全の措置を講ずる責務を有する。

- 2 県は、市町が基礎的な地方公共団体として防災に関する計画を実施する責務を有することに鑑み、市町との緊密な連携の下に防災対策を推進しなければならない。
- 3 県は、市町が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関が実施する防災対策について総合調整を行うものとする。
- 4 県は、地域の特性に応じた災害を想定し、その災害の特性に応じた防災対策を推進しなければならない。
- 5 県は、防災対策に関する調査及び研究を行い、その成果を公表しなければならない。
- 6 県は、情報通信技術の進展に伴い可能となった防災対策について、積極的に活用を図らなければならない。

(略)

(表彰)

第十二条 知事は、地域における防災活動に関し、特に顕著な功績があったと認められるものを表彰するものとする。

## 第二章 災害予防対策

### 第一節 県民の責務

(防災知識の習得等)

第十三条 県民は、防災訓練、防災対策に関する研修会等（以下「防災訓練等」という。）に積極的に参加し、災害及び防災対策に関する知識の習得並びに地形等災害関連情報その他の災害及び防災対策に関する情報（以下「災害等に関する情報」という。）の収集を行い、これらを防災対策を実施する際に活用するよう努めなければならない。

- 2 県民は、災害が発生した場合に備え、避難場所、避難経路及び避難方法について家庭及び地域で確認し合うとともに、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参画し、地域における災害予防対策（災害の発生又は拡大を未然に防止するための対策をいう。第十五

- 2 県は、市町が基礎的な地方公共団体として防災に関する計画を実施する責務を有することにかんがみ、市町との緊密な連携の下に防災対策を推進しなければならない。
- 3 県は、市町が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関が実施する防災対策について総合調整を行うものとする。
- 4 県は、地域の特性に応じた災害を想定し、その災害の特性に応じた防災対策を推進しなければならない。
- 5 県は、防災対策に関する調査及び研究を行い、その成果を公表しなければならない。

(略)

## 第二章 災害予防対策

### 第一節 県民の責務

(防災知識の習得等)

第十二条 県民は、防災訓練、防災対策に関する研修会等（以下「防災訓練等」という。）に積極的に参加し、災害及び防災対策に関する知識の習得並びに地形等災害関連情報その他の災害及び防災対策に関する情報（以下「災害等に関する情報」という。）の収集に努め、これらを防災対策を実施する際に活用するよう努めなければならない。

- 2 県民は、災害が発生した場合に備え、避難場所、避難経路及び避難方法について家庭及び地域で確認し合うとともに、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参画し、地域における災害予防対策（災害の発生又は拡大を未然に防止するための対策をいう。第十四

条第一項及び第二十五条において同じ。)の  
実施に努めなければならない。

3 県民は、過去の災害から得られた教訓の伝  
承その他の取組により防災対策に寄与するよ  
う努めなければならない。

(略)

(要配慮者からの情報提供)

第十七条 要配慮者は、自主防災組織又は市町  
が円滑かつ迅速な避難を行うために実施する  
情報収集及び事前の措置に対し、積極的に協  
力するよう努めるものとする。

(略)

#### 第二節 自主防災組織の責務

(要配慮者への支援体制)

第二十四条 自主防災組織は、あらかじめ、  
県、市町、防災関係機関及び要配慮者に関わ  
る団体と連携して、災害発生時等における地  
域の要配慮者の情報収集及び避難の支援を行  
うための体制を整備するよう努めなければなら  
ない。

(略)

#### 第四節 県の責務及び市町の役割

(職員の人材育成)

第三十二条 県は、災害発生時等において、防  
災対策に関する責務を最大限に果たすため、  
あらかじめ人材育成に関し、必要な措置を講  
じなければならない。

(略)

(事業の継続又は復旧に係る体制の整備)

第三十四条 県は、災害が発生した場合に備  
え、事業を継続するため又は早期に復旧する  
ための計画を策定するよう努めなければなら  
ない。

2 県は、第二十六条第三項の規定に基づき、  
事業を継続するため又は早期に復旧するた  
めの計画を策定する事業者に対し、助言、研  
修、情報の提供その他の必要な措置を講ずる  
よう努めなければならない。

(避難行動要支援者の支援体制の整備)

条第一項及び第二十四条において同じ。)の  
実施に努めなければならない。

(略)

(災害時要援護者からの情報提供)

第十六条 災害時要援護者は、自主防災組織又  
は市町に対して、情報収集又は避難の支援を  
受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提  
供するよう努めるものとする。

(略)

#### 第二節 自主防災組織の責務

(災害時要援護者への支援体制)

第二十三条 自主防災組織は、あらかじめ、  
県、市町、防災関係機関及び災害時要援護者  
にかかわる団体と連携して、災害発生時等  
における地域の災害時要援護者の情報収集及び  
避難の支援を行うための体制を整備するよう  
努めなければならない。

(略)

#### 第四節 県の責務及び市町の役割

(略)

(災害時要援護者の支援体制の整備)

第三十五条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、防災関係機関及び要配慮者に関わる団体と連携して、避難行動要支援者の把握及び支援を行うための体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、市町、自主防災組織等が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(略)

(地区防災計画策定の普及促進等)

第四十一条 県は、地域における共助を促進するために、市町と連携して、地区防災計画  
(災害対策基本法第四十二条第三項の規定により定められた地区防災計画をいう。)の重要性の理解及び関心を深めるための普及啓発に努めるとともに、県民が行う地区防災計画の策定及び当該計画に基づく防災活動の実施に関し、必要な支援に努めるものとする。

(略)

(消防団の充実強化)

第五十条 県は、市町及び三重県消防協会と連携し、消防団員の確保を含めた消防団の組織の充実及び機能の強化に取り組むとともに、市町及び三重県消防協会に対し、必要な支援に努めるものとする。

2 市町は、地域の実情に応じて地域防災力  
(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成二十五年法律第百十号)第二条に規定する地域防災力をいう。)の中核的な役割を担う消防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

(略)

(観光旅行者の安全の確保)

第五十五条 県は、市町、防災関係機関等と連携して、観光旅行者の安全を確保するため、災害時の避難場所への誘導等に資する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協定の締結)

第五十六条 県は、災害発生時等における飲料

第三十二条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、防災関係機関及び災害時要援護者にかかわる団体と連携して、災害時要援護者の把握及び支援を行うための体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(略)

(略)

(略)

(協定の締結)

第五十条 県は、災害発生時等における飲料

水、食料、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の防災対策が的確に行われるようあらかじめ他の地方公共団体、事業者及び防災対策に関わる団体との協定の締結に努めなければならない。

2 県は、前項の協定について、災害時に適切な運用が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2-3 市町は、防災対策が的確に行われるようあらかじめ他の地方公共団体、事業者及び防災対策に関わる団体との協定の締結に努めるものとする。

3-4 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

(広域的な連携の強化)

第五十七条 県は、市町及び防災関係機関と連携して、災害時において被災者の救出、救護その他の災害応急対策等が迅速かつ円滑に行われるよう連絡体制を整備するとともに国、他の地方公共団体等からの応援の受入れ体制を確立するよう努めなければならない。

(台風接近時等の減災対策)

第五十八条 県は、市町及び防災関係機関と連携して、発災前から予測できる風水害に対し、あらかじめ時系列で整理した事前行動項目等を定める等、災害応急対策活動を確実に実施することができるよう努めなければならない。

(復興体制の整備)

第五十九条 県は、災害が発生した場合に備え、復興対策の手順の明確化を図るための指針(第八十四条第二項において単に「指針」という。)を定める等、復興体制の整備を進めるものとする。

(略)

第三章 災害応急対策  
第一節 県民の責務

水、食料、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の防災対策が的確に行われるようあらかじめ他の地方公共団体、事業者及び防災対策にかかわる団体との協定の締結に努めなければならない。

2 市町は、防災対策が的確に行われるようあらかじめ他の地方公共団体、事業者及び防災対策にかかわる団体との協定の締結に努めるものとする。

3 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

(略)

第三章 災害応急対策  
第一節 県民の責務

(災害発生時等における避難)

第六十一条 県民は、災害発生時等において、災害等に関する情報に留意し、第二十二條第二項又は第三十九條第二項に規定する地図等の活用により、居住地の地形等災害関連情報を正しく認識し、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備・高齢者等避難開始の発令があったときはこれに応じて速やかに行動するよう努めなければならない。

2 県民は、地震による強い揺れ又は持続時間の長い地震の揺れを感じた場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難の勧告又は指示を待たずに、津波により生じる被害の発生が予想される場所から高台その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。

3 県民は、緊急地震速報（気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条に規定する地震動警報及び地震動予報をいう。）、県及び市町が発信する災害・避難情報等（南海トラフ地震臨時情報関連を含む。）を受け取った場合は、周囲の状況に応じ、自身の生命及び身体の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 県民は、気象業務法施行令第四条に規定する気象警報（暴風雨及び大雨に関するものに限る。）、気象注意報（風雨、大雨及び雷に関するものに限る。）、洪水警報、洪水注意報、高潮警報、高潮注意報、波浪警報若しくは波浪注意報若しくは同令第五条に規定する

(災害発生時等における避難)

第五十二条 県民は、災害発生時等において、災害等に関する情報に留意し、第二十一條第二項又は第三十六條第二項に規定する地図等の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備情報の発表があったときはこれに応じて速やかに行動するよう努めなければならない。

2 県民は、緊急地震速報が発表された場合には、周囲の状況に応じ、自らの身の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県民は、地震が発生した場合、気象業務法施行令第四条に規定する津波警報若しくは津波注意報が発表された場合、大規模地震対策特別措置法第二条第十三号に規定する警戒宣言（次条及び第七十一條において「警戒宣言」という。）が発せられた場合その他津波により生じる被害の発生が予想される場合においては、津波により生じる被害の発生が予想される場所から高台その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。

4 県民は、気象業務法施行令第四条に規定する気象警報（暴風雨及び大雨に関するものに限る。）、気象注意報（風雨、大雨及び雷に関するものに限る。）、洪水警報、洪水注意報、高潮警報、高潮注意報、波浪警報若しくは波浪注意報又は気象業務法（昭和二十七年



気象特別警報（暴風雨及び大雨に関するものに限る。）、高潮特別警報、波浪特別警報又は気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十一条の規定による土砂災害警戒情報（第六十三条第三項において「気象警報等」という。）が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合においては、海岸又は河川の周辺、土砂災害のおそれのある場所その他危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならない。

(略)

### 第二節 自主防災組織の責務

(災害応急対策の実施)

第六十五条 自主防災組織は、災害発生時等において、地域住民等、県、市町及び防災関係機関と連携して、避難行動要支援者その他の地域住民の避難の支援、火災の発生の防止、救出、応急手当、給水、給食、避難所の運営、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めなければならない。

(略)

### 第三節 事業者の責務

(帰宅困難者の発生の防止等)

第六十九条 事業者は、帰宅困難者の発生及びその発生による混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制を行うよう努めなければならない。

2 帰宅困難者に関わる事業者は、災害発生時等においては、県、市町及び防災関係機関と連携して、帰宅困難者に対する避難の支援、円滑な帰宅のための情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(略)

### 第四節 県の責務及び市町の役割

(情報連絡体制の確立等)

第七十一条 県は、災害発生時等においては、

法律第百六十五号) 第十一条の規定による土砂災害警戒情報（第五十四条第三項において「気象警報等」という。）が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合においては、海岸又は河川の周辺、土砂災害のおそれのある場所その他危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならない。

(略)

### 第二節 自主防災組織の責務

(災害応急対策の実施)

第五十六条 自主防災組織は、災害発生時等において、地域住民等、県、市町及び防災関係機関と連携して、災害時要援護者その他の地域住民の避難の支援、火災の発生の防止、救出、応急手当、給水、給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めなければならない。

(略)

### 第三節 事業者の責務

(帰宅困難者への支援等)

第六十条 帰宅困難者にかかわる事業者は、災害発生時等においては、県、市町及び防災関係機関と連携して、帰宅困難者に対する避難の支援、円滑な帰宅のための情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(略)

### 第四節 県の責務及び市町の役割

(情報連絡体制の確立等)

第六十二条 県は、災害発生時等においては、

市町及び防災関係機関と連携して、第三十六条第一項に規定する体制を基に、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うため、必要な体制を速やかに確立するとともに、的確な情報を県民に提供しなければならない。

2 県は、災害が発生した場合に、被災者の適切な救出等に必要があると認めるときは、被災者に関する情報を広く提供することができる。

(略)

(避難対策)

第七十三条 市町は、災害発生時等において、住民の円滑な避難のため、必要な体制を速やかに確立するよう努めるものとする。

2 市町は、年齢、性別、要配慮者等その避難所内の特性に配慮して、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

3 市町は、避難所以外の場所に滞在する被災者の把握に努めるとともに、災害関連死(当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担に伴う疾病による死亡い)の防止に努めるものとする。

4 県は、市町が前三項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

5 知事は、災害が発生した場合において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条の規定を適用し、応急仮設住宅の供与を行うときには、市町と連携して行うものとする。

(略)

(災害応急対策の実施に係る応援等)

第七十九条 県は、災害発生時等において、必要があると認めるときは、他の地方公共団体、防災関係機関並びに第五十六条第一項の協定を締結している災害応急対策の実施に係る事業者及び団体に対し、直ちに災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求めるものとする。

市町及び防災関係機関と連携して、第三十三条第一項に規定する体制を基に、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うため、必要な体制を速やかに確立するとともに、的確な情報を県民に提供しなければならない。

(略)

(避難対策)

第六十四条 市町は、災害発生時等において、住民の円滑な避難のため、必要な体制を速やかに確立するよう努めるものとする。

2 市町は、避難所における相談窓口の設置等災害時要援護者その他の避難所内の住民に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

3 県は、市町が前二項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

4 知事は、災害が発生した場合において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条の規定を適用し、応急仮設住宅の供与を行うときには、市町と連携して行うものとする。

(略)

(災害応急対策の実施に係る応援等)

第七十条 県は、災害発生時等において、必要があると認めるときは、他の地方公共団体、防災関係機関並びに第五十条に規定する協定を締結している災害応急対策の実施に係る事業者及び団体に対し、直ちに災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求めるものとする。

2 県は、災害発生時等において、第五十六条一項の協定を締結している地方公共団体又は防災関係機関から災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求められた場合には、速やかにその求めに応じるものとする。

3 県は、前項に定めるもののほか、日本国内において大規模な災害に見舞われた地域から災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求められた場合には、当該地域の災害応急対策の実施に寄与するとともに、県の災害対応力の強化に資することを目的に、速やかにその求めに応じるものとする。

(略)

#### 第四章 災害復旧復興対策

(県の責務)

第八十四条 県は、災害が発生した場合において、市町及び防災関係機関と連携して、速やかに再度の災害防止の観点を含めた復旧に努めるとともに、被災者の援護その他の必要な措置を講じなければならない。

2 県は、災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復興を計画的かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは、指針を活用し迅速に復興方針及び復興計画を策定しなければならない。

3 県は、市町及び防災関係機関と連携して、前項の復興方針及び復興計画の定めるところにより、県民の生活再建を含めた復興対策を実施しなければならない。

(略)

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して五年を経過するごとに、災害の検証結果に基づき、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、災害発生時等において、第五十条に規定する協定を締結している地方公共団体及び防災関係機関から災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求められた場合には、正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じるものとする。

(略)

#### 第四章 災害復旧復興対策

(県の責務)

第七十五条

県は、災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復興を計画的かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは、復興計画を策定しなければならない。

2 県は、市町及び防災関係機関と連携して、前項の復興計画の定めるところにより、復興対策を実施しなければならない。

(略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。